

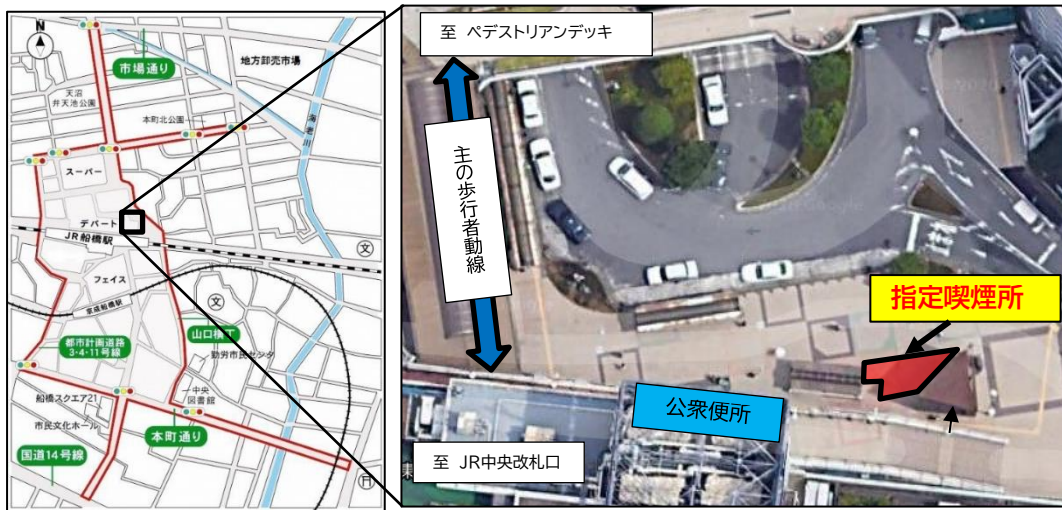
指定喫煙所設置に伴う実証実験について（報告）

1. 目的

清潔、安全及び快適な生活環境の確保に向けた取り組みの強化を図るため、概ね2年間の実証実験として路上喫煙・ポイ捨て・路上喫煙の減少による受動喫煙の防止を目的とした指定喫煙所を設置する。

2. 指定喫煙所設置場所

場所：船橋市本町7-1（JR船橋駅北口駅前広場内）



3. 実証実験（概要）

期 間	概ね2年間（令和3年10月25日から令和5年10月31日まで）
設置場所選定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅から概ね200m以内で喫煙者を誘導しやすいこと。 ・ はみ出して喫煙するものがでない程度の広さの確保。
検 証 項 目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅利用者等及び指定喫煙所利用者アンケート調査 ・ 過料件数の推移確認 ・ 路上喫煙率及びごみ散乱定点調査 ・ 浮遊粉塵調査 ・ 喫煙所利用者数及びはみ出し喫煙者数の調査 など
経 費	イニシャルコスト及び実証実験期間のランニングコストはJT負担
構 造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省「屋外分煙施設の技術的留意事項について（通知）」適合 ・ 広 さ：25.95㎡（収容人数22人程度） ・ 排煙対策：送風機設置、パーティション（3m）、クランク式入口 ・ 寸 法：幅（北側）8,045mm（南側）4,450mm 奥行4,500mm 高さ3,000mm

4. 実証実験（結果）

別紙のとおり

5. 追加の受動喫煙対策

令和4年 4月21日	一部、パーティションの下の隙間を暫定的に塞ぐ防止策を実施
令和4年 9月 5日	誘引ファンの吹出ノズル及びその周辺の清掃、消臭剤の増量を実施
令和4年11月30日	一部、パーティションの下の隙間を完全に塞ぐ防止策を実施 (4月21日と同じ箇所)

6. 検証結果

- 直近（令和5年5月）に実施した駅利用者等アンケート調査にて、（指定喫煙所周辺で）たばこの煙のにおいを感じた人の割合が、22.1%であった。追加の対策の効果もあり、回数を重ねるごとに同回答をする人の数は減少している。
今後も指定喫煙からの煙のもれについて注視していく必要があると考えられる。
- 直近（令和5年5月）に実施した駅利用者等アンケート調査にて、指定喫煙所の設置について「良い」と回答した人の割合が79.3%（582人/734人）であったこと【非喫煙者で「良い」と回答した人の割合は76.5%】、また、費用負担をしても指定喫煙所設置継続をすべきと回答した人の割合が80.7%（592人/734人）であったこと【非喫煙者で「継続をすべき」と回答した人の割合は78.2%】から、指定喫煙所設置については、概ね理解を得られていると考えられる。
- 直近（令和5年7月）に実施した指定喫煙所利用者アンケート調査にて、指定喫煙所があることで公共の場所での喫煙やポイ捨ては減ると考える人の割合が93%（93人/100人）であったことから、指定喫煙所が公共の場所での喫煙やポイ捨ての防止対策に有効であると考えられる。
- その他の検証項目にて、違反件数の減少、散乱ごみ数（吸殻のみ含む）の減少、路上喫煙率の低下が確認できたことから、罰則規定の強化の効果も含め、指定喫煙所の設置が公共の場所での喫煙やポイ捨ての防止に一定の効果をもたらしたと考えられる。
- 以上のことから、今後も指定喫煙所からの煙のもれについて注視しつつ、路上喫煙・ポイ捨て・路上喫煙の減少による受動喫煙の防止を目的とした指定喫煙所の設置を継続すべきであると考える。

7. その他

喫煙所利用者数及びはみ出し喫煙者数の調査の際などで、指定喫煙所利用ルールの履行確認を行っている。

《右》 順番待ちをしている利用者の様子

